

第5回千代田区特別職報酬等審議会 議事録

日 時：平成30年10月23日（火）午後3時00分～

場 所：千代田区役所8階 第3委員会室

出席者：（委員）9名（定数11名 欠席2名：小林委員、番委員）

（区 側）区長

（事務局）政策経営部長、総務課長、総務課職員

発言者	発言内容
上村会長	<p>それでは、定刻となりましたので、第5回の報酬等審議会を始めさせていただきます。</p> <p>ご出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>本日、小林委員、番委員は所用のためご欠席ということでございます。</p> <p>早速でございますけれども、審議に入りたいと思います。</p> <p>本日は、区長への答申を予定しております。6月から始まりました本審議会の第1回から第4回までの議論を踏まえまして、答申案を作成しました。事前に委員の皆様には答申案をお送りさせていただきまして、確認をお願いしておりました。特段修正などご意見、ご指摘はなかったと伺っております。本日配られている答申案が最終案でございます。</p> <p>また、平成30年特別区人事委員会勧告が発表されたということで、こちら事務局から皆様に事前のご案内があったかと思っております。後ほど事務局よりご説明をいただきたいと思っております。</p> <p>特別区人事委員会勧告の内容と答申最終案について、改めて皆様にご確認いただきまして、こちらの内容でよろしければ区長へ答申したいと考えておりますので、本日もよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、まず事務局から資料説明をお願いいたします。</p>
総務課長	<p>総務課長の古田でございます。本日もお忙しい中、ありがとうございます。</p> <p>それでは、座って説明をさせていただきます。</p> <p>本日配付しております資料のご説明でございます。本日は2点、資料をご用意してございます。</p> <p>まず1点目ですが、平成30年特別区人事委員会勧告の概要についてでございます。こちらにつきましては、事前に皆様にも文書にてご案内をさせていただいたところでございます。</p> <p>また、これまでの審議会の議論の方向性としましては、千代田区で最後に報酬改定がなされた平成25年から平成29年までの特別区人事委員会勧告を参考として審議を進め答申するという方向性でございました。ですので、直接的に関係するかどうかというところは今後の確認で</p>

すけれども、簡単に今回の平成30年の人事委員会勧告についてご報告をさせていただきます。

資料1の上部、四角の枠で囲まれている本年の勧告のポイントをご覧くださいませうか。月例給につきましては、公民較差を解消するというので、2.46%減額。特別給、つまり期末手当に該当するものですが、これについては0.1月引上げとの勧告内容でございます。

期末手当の引き上げが行われていて、一方では月額給与が引き下がっているというこの理由についてでございますが、これは平成30年度から行政系人事制度の改正が行われたことの影響でございます。

1枚おめくりいただきまして、「資料1 参考資料」というカラー刷りのペーパーを見ていただけますませうか。図の左側が改正前でございます。右側が改正後の平成30年度の状況を示しております。

改正前は1から8級職までの段階があったというものが、平成30年度からは1から6級職というように変更されております。

特に大きな変更となったのが主任の部分でございます。中央より少し下の部分の左側に「3級職（主任主事）」となっていて、右側に「2級職（主任）」とある箇所をご覧くださいませうか。3級職（主任主事）であった職員は、本人意向の確認をしまして人事評価を経て、新たな制度では2級職（主任）となっております。ただ、新たに設置された2級職、この「主任」につきましては、係長昇任を前提とする職という改正が行われておりましたので、家庭の事情等で昇任を希望しない職員は、下に向かっている矢印がありますように、今年度より1級職（係員）という形になっております。この際に、主任を希望せず今年度から1級職（係員）となった職員について、給料は減額とせず、現在の額を保障するというので、3級職（主任主事）であった額の給料額が支給されているという状況でございます。

改正後の制度である1級職（係員）には、従前の3級職（主任主事）であったものが一定数含まれているというような状況でございます。この1級職（係員）と民間企業における一般的な係員級の給料を比較した場合に、特別区の1級職（係員）のほうが上回っているということになりまして、特別区職員全体としても民間給与を2.46%上回るというような階層ごとの比較の結果としてそういう率の上回りが生じたということで、月額給与については減額するとの勧告がなされたというところでございます。

以上が特別区人事委員会勧告のご案内でございます。

次に、資料2の答申の最終案でございます。

こちらの答申につきましても、委員の皆様には10月の初めに答申案をお送りしまして、内容をご確認いただきましたところでございます。特段ご意見、修正点などはいただいておりますので、お配りして

いる答申最終案につきましては、事前に郵送した答申案から特に変更はしてございません。

簡単に内容をご説明いたしますと、答申の1ページ目、審議結果をご覧いただけますでしょうか。

諮問事項の1つ目である報酬等の額の定め方について、前回答申が適用に至らなかった経緯を踏まえまして、改めて議論をしていただいた結果、報酬等審議会の結論としては、前回答申を尊重しつつ、社会経済情勢や他区の動向を特に勘案して定めるというふうに記載してございます。

次に、諮問事項の2つ目の報酬等の額の適否についてでございます。月額報酬等については、基本的には平成25年から29年の特別区人事委員会勧告を適用させつつ、教育長については、新しい制度が始まり、その職責が増大している分を勘案しまして、前回答申で示された指数を参考に増額調整をしていること。

また、期末手当については、こちらも平成25年から29年の特別区人事委員会勧告を適用させつつ、区長、副区長、教育長と議員で同率となるよう議員の期末手当に調整を行うということを記載しております。

また、4ページ目でございますが、退職手当につきましては、本審議会では据え置きとしつつ、今後の検討課題として退職手当の額について研究を続ける必要があるというような記載をしております。

答申最終案については以上でございます。配付資料の説明は以上でございます。

上村会長

はい。ご説明をありがとうございました。

平成30年特別区人事委員会勧告の取り扱いについて確認をさせていただきたいと思えます。

これまでの審議において、今回の答申については、千代田区で最後に報酬改定がされて以降の平成25年から平成29年の特別区人事委員会勧告をベースにするということで議論を進めてまいりました。当初の方向性のとおり、平成30年特別区人事委員会勧告の取り扱いについては、次期の報酬等審議会の検討項目とするということで、今回答申には平成30年の勧告は適用しないということでよろしいでしょうか。ご意見がございましたらお出しをいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。はい。特に、異議なしということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

上村会長	<p>はい。</p> <p>それでは、次に、答申最終案でございます。事前にご確認をいただいておりますが、何かご意見などございますでしょうか。</p>
石渡委員	<p>よろしいです。</p>
上村会長	<p>よろしいですか。</p>
石渡委員	<p>はい。私はいいです。</p>
上村会長	<p>はい。特にご意見などはないということで。</p> <p>1点、答申はこのままでいいかもしれないんですけども、今後の課題のところに、この平成30年特別区人事委員会勧告で大きく数字が出ておりますということもありまして、大体3年に一遍ということ考えております報酬等審議会ですが、もう少し速やかに議論をしたほうがいいかなど。今回の勧告内容がかなり大きな数字であって、それが職務分類基準の再編というところから来た数字なので、ちょっと読みにくいと言いますか、どういうふうに特別職に反映させるべきかわからない数字なもので、平成30年人事委員会勧告の分に関しては、今回の答申には、入れない、勘案しないということでしたが、状況が落ちついて、この数字をどのように考えたらいいいのかに関しては、3年後ではなくて、少し早目というのか、速やかにご審議をいただくほうがいいのではないかなというのは、答申に入れておかなくてもいいかもしれませんが、議事録としては残しておいていただいたほうがいい点ではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
廣瀬委員	<p>お任せします。</p>
上村会長	<p>はい。それでは、よろしいですか。</p>
総務課長	<p>事務局から、今後の取り扱いについてのお諮りと言いますか、答申に入れなくても議事録にということでしたが、そういうことでしたら答申はこのままということになりますし、もし今の一文を何か付け加えたほうがよろしければ答申に入れるという、少しお時間をいただいてという形になるんですけども、そういう対応も可能ではございますが、いかがいたしましょうか。</p>
石渡委員	<p>可能なら、答申に入れておいたほうがいいんじゃないですかね。</p>

上村会長	答申のほうに入れて……
石渡委員	うん。
上村会長	答申の今後の課題のところに何か文章を入れるということ。
石渡委員	そう、そういうことです。入れることも可能だということだよね。ちょっとお時間いただければ。
上村会長	では、ちょっとお時間をいただいて、何か文案のようなものを……
石渡委員	案があるの。
上村会長	ございますでしょうか。
石渡委員	なくてもいいか。
上村会長	では、答申をちょっとご覧いただきたいと思います。一文を入れるとするならば、「今後の課題（審議の過程で出された意見）」のところで、「退職手当について、」というのが最後になっておりますが、その後になりますでしょうか。何か文章ございますでしょうか。
政策経営部長	事務局として、今のご議論を踏まえて、それを仮に文章化をすれば、例えばですけれども、答申の4ページの最後のところ、3番の今後の課題というところに、退職手当について、「必要がある」というところで終わっていますけれども、行を変えて段落を1段下げて、例えばですが、「また、一般職員に対して出された平成30年の特別区人事委員会勧告の状況を踏まえ」、何ですかね、先ほどおっしゃられた……
上村会長	「速やかに」……
政策経営部長	「速やかに次の検討をする必要がある」とかでしょうか。
上村会長	で、よろしいですか。
政策経営部長	いかがでしょうか。
石渡委員	もう少し具体的な記述のほうがいいんじゃないの。審議会は少なくとも3年に1回の開催だから、3年では長いと思うので。

上村会長	3年後ではなくということですね。3年後という――3年というのは大体決まっているんですか。
政策経営部長	条例上は少なくとも3年となっているので、最低限3年のうちには報酬等審議会でご審議をいただかなければいけないとなっております。
総務課長	「3年を待たずに」……
上村会長	じゃあ、「3年を待たずに」で。
政策経営部長	そうですね。「条例に規定をされている3年を待たず審議を再開するなり、審議をする必要がある」とか、そんな文言でしょうか。
石渡委員	簡単でいいんじゃないですか。文章をひねって読む人もいるから、余りきっちりやっちゃうと。
政策経営部長	なるほど。
上村会長	はい。じゃあ、次なる審議は3年を待たずに……
石渡委員	できるだけ、簡単な文章でいいんじゃないですか。
及川委員	何か実効性を持たせるのであれば、例えば「平成31年度に開催を検討する」とか、具体的に書いたほうがいいんじゃないですか。でないと、3年を待たずにとすると、2年11カ月と言うかもしれない。
石渡委員	ひねる人もいますからね。
総務課長	では、「平成30年の特別区人事委員会勧告の状況を踏まえ、平成31年度の開催を検討する」というような文案でよろしいでしょうか。
上村会長	はい。では今から、突貫でやっていただくということよろしいでしょうか。
総務課長	では、ちょっとお時間いただいて、その間に。そうですね、文言整理なども含めまして10分ほどお時間をいただいて。

上村会長	<p>はい。では、10分ほど事務局で作業していただきますので、一度、休憩ということでもよろしく申し上げます。</p> <p>(休憩 午後3時17分～午後3時26分)</p>
上村会長	<p>それでは、答申の「3 今後の課題」のところに付け加えられました文章の確認をお願いします。</p> <p>今後の課題、「退職手当について」、の2行の後に、「また、平成30年特別区人事委員会の給与勧告の状況を踏まえ、次期審議会は平成31年度の実施を検討する必要がある」というふうに付け加えさせていただきました。よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
上村会長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、区長に答申をお渡しするというでもよろしいでしょうか。</p>
総務課長	<p>答申の作成作業と、あと答申をするに当たって区長にお渡しいただくという形ですので、これから、区長を呼んでまいりますので、その間、休憩ということでもよろしくお願いたします。</p>
上村会長	<p>それでは、休憩でお願いします。</p> <p>(休憩 午後3時28分～午後3時32分)</p>
総務課長	<p>それでは、再開をさせていただきます。</p> <p>それでは、本審議会に諮問されました事項につきまして、上村会長から答申をお願いいたします。</p>
上村会長	<p>1、千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方について</p> <p>2、千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について答申をいたします。</p> <p>(会長より区長に答申を手交)</p>
区長	<p>はい。ありがとうございました。</p>

<p>総務課長</p>	<p>ただいまいただきました答申につきまして、上村会長からご説明をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。</p>
<p>上村会長</p>	<p>はい。本審議会は、6月11日に区長から、1、千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の定め方並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の定め方について。そして、2、千代田区議会議員の議員報酬及び期末手当の額の適否並びに千代田区長、副区長及び教育長の給料等の額の適否について諮問を受けました。限られた日数ではございますが、5回にわたる審議を経て、本日、区長に答申する運びとなりました。</p> <p>本審議会では、平成27年12月24日の前回答申の適用が見送られたことを踏まえながら、額の定め方及び額の適否について、慎重に議論をしてまいりました。</p> <p>審議の方向性としては、前回答申で示された各職の職務と責任という視点から指数化して、各職の報酬額を定めるという考え方を尊重しながらも、これまで積み上げてきた現行の額が平成25年1月1日を最後に改定されていないことから、この間の社会経済情勢及び国、都、他区の動向を踏まえ、額を定めることが肝要であるとの考えで一致いたしました。</p> <p>審議会の結論としては、まず、それぞれの特別職の報酬等月額については、平成25年から平成29年までの5年間の特別区人事委員会勧告率を、年度ごとに加算することとしました。ただし、教育長については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成27年4月1日から新たに教育長となる者から特別職と位置づけられ、法改正以前における教育委員会事務局を統括する「教育長」と教育委員会を代表する「教育委員長」の双方の役割を担うこととなり、その職責が重くなっています。このことから、教育長の給料月額については、人事委員会勧告率分を加算するだけではなく、その職責の増加分を鑑み、報酬を増額するべきとの結論となりました。</p> <p>そこで、前回答申で示された退職手当を含む区長の年収「200」に対し、教育長は「125」という指数を参考にし、退職手当分を除き、区長を「100」と換算すると教育長「70.75」という指数になることから、この「70.75」の指数になるよう、額を微増するという調整を行いました。</p> <p>以上から、報酬等月額としては、区長128万6,000円、副区長102万7,000円、教育長90万9,000円、議長92万5,000円、副議長80万9,000円、委員長68万円、副委員長64万9,000円、議員61万8,000円が適切であると判断いたしました。</p>

次に、期末手当についてです。区長、副区長、教育長については、給料月額と同様、平成25年から29年の特別区人事委員会勧告率を現行の期末手当支給基準率に加算することといたしました。一方、議員の期末手当については、現行の区長等特別職の期末手当支給基準率と乖離が生じておりますが、区民にとってわかりやすく示すために、区長等特別職と同率で揃えるべきとの結論になり、期末手当支給基準率については「3.80」が適切であると判断をいたしました。

区長、副区長、教育長の退職手当につきましては、本審議会では据え置きとの結論に至りましたが、今後、社会経済情勢や他区の状況、一般職員の退職手当の状況などを総合的に検討し、適正な額について研究を続ける必要があること。

また、平成30年特別区人事委員会の給与勧告の状況を踏まえ、次期審議会は平成31年の実施を検討する必要があるということとなりましたことを申し添えます。

以上が答申の主旨でございます。区長を初め特別職の各位におかれましては、今後とも執行機関と議決機関が協力・連携し、さらなる千代田区の発展のため努力されることを期待するものでございます。

以上でございます。

総務課長

ありがとうございました。

それでは、答申を受けまして、区長からのご挨拶を申し上げます。

区長

ただいま千代田区特別職報酬等審議会の答申を頂戴いたしました。一言ご挨拶を申し上げます。

上村会長を初め委員の皆様には、大変ご多忙の中、5カ月間で5回という精力的な、かつ熱心なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げたいと思います。

私は、特別職の報酬につきましては、いかに区民の皆様にとってわかりやすく、シンプルであるか、そして透明性の確保が肝要だというふうに思っております。

第1回審議会において諮問をさせていただいた際にお話を申し上げましたが、平成27年の12月にいただいた前回の答申はさまざまな諸般の状況で具体化できませんでして、大変お詫びを申し上げたいと思います。特に上村会長には前回も中心におまとめいただいたわけでございますが、そうした過去の経過を各委員がご理解をいただきながら今回の答申ということで大変なご苦勞をされ、難しい中身もあったと思いますが、ここにまとめていただきまして、厚く御礼を申し上げたいと思います。

特に、今回は期末手当や退職手当あるいは新教育長制度となってからの教育長の報酬など、幅広くご審議をいただき、大変意義の深い答申で

総務課長	<p>あると私は認識をしております。</p> <p>この答申につきましては、今回は必ず尊重してまいりたいと思いますし、条例改正に向けて手続の準備を進めてまいりたいということを申し上げたいと思います。</p> <p>今後とも、どうぞ皆様におかれましては、さまざまな観点から区政についていろいろなご意見を賜りたいと思いますし、今回の審議を通じて答申とは別にさまざまにいただきましたご議論も十分に我々は考えながら、区政を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>本当にありがとうございました。</p> <p>以上で答申が終了いたしましたので、審議会はこれで終了とさせていただきます。委員の皆様におかれましては、ご多忙中にもかかわらず委員にご就任いただき、また熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。</p> <p style="text-align: center;">— 了 —</p>
------	---